

三木市長等倫理審査会に審査を請求しなかったこと等に関し損害賠償を求める訴訟について

三木市長等倫理条例に定める手続き要件である市民約1,900人の署名を添えて審査請求書を提出したところ、三木市長等倫理審査会に審査を請求せず送り返されたために精神的苦痛を被ったとして、市民4人が市に損害賠償を求めた裁判の判決が、本日神戸地方裁判所においてありました。

1 原告

青木 芳子 氏
三原 輝紀 氏
岩野 昭 氏
岩崎 吉男 氏

2 判決の内容

- (1) 被告は、原告青木芳子氏、三原輝紀氏、岩野昭氏及び岩崎吉男氏に対し、それぞれ10万円及びこれに対する平成29年7月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- (4) この判決は、(1)に限り、仮に執行することができる。

3 訴訟の経緯

平成28年11月18日 原告らが三木市長等倫理審査会の開催を求め、市民約1,900人の署名を添えた審査請求書を提出
平成28年11月25日 前市長がすでに「疑い」の事実を認めていたことから、三木市長等倫理条例第4条第1項に規定する「疑いがある」という審査請求の要件を満たさないとし、市が審査請求書等を返却
平成29年6月20日 原告らが精神的苦痛を被った慰謝料等を求める訴え

を神戸地方裁判所に提起

平成 29 年 9 月 19 日	第 1 回期日（口頭弁論）
平成 29 年 11 月 30 日	第 2 回期日（弁論準備手続）
平成 30 年 2 月 21 日	第 3 回期日（弁論準備手続）
平成 30 年 5 月 11 日	第 4 回期日（弁論準備手続）
平成 30 年 7 月 20 日	第 5 回期日（弁論準備手続）
平成 30 年 9 月 7 日	第 6 回期日（弁論準備手続）
平成 30 年 11 月 29 日	第 7 回期日（弁論準備手続、口頭弁論）
令和元 年 5 月 7 日	第 8 回期日（弁論準備手続）
令和元 年 6 月 11 日	第 9 回期日（弁論準備手続）
令和元 年 7 月 23 日	第 10 回期日（弁論準備手続、口頭弁論）
令和元 年 10 月 8 日	神戸地方裁判所判決言渡し

問い合わせ先 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000(内線 2421)